

No.77



ほうじん ナウ

編集
発行

公益社団法人 本庄法人会 埼玉県本庄市朝日町三丁目1番35号 本庄商工会議所2階
広報委員会 電話 0495(21)1065 FAX 0495(22)7898



神川町の梨

明治初年頃より栽培が始まられ、現在の主力品種は“幸水”と“豊水”。

8月上旬から9月下旬、道路沿いの直売所には梨がずらりと並び、季節の風物詩ともなっています。

近年では宅配で各地に送られるようになり、みずみずしく甘味たっぷりの神川の梨は、全国的に有名になっています。

平成25年度税制改正(相続税・贈与税関係)の主な内容

1 相続税基礎控除の引下げ(H27. 1. 1以降)

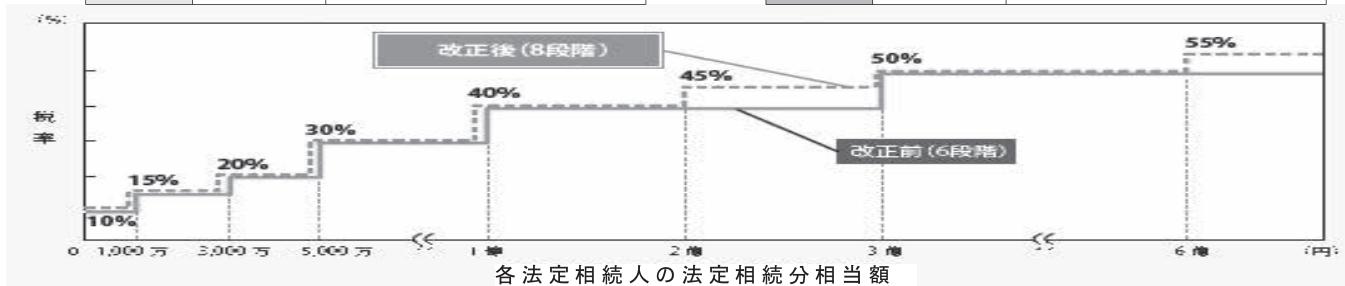
改正前	$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$	改正後	$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
(例) 相続人: 妻、子2人の場合の基礎控除			
改正前	8,000万円	改正後	4,800万円

2 税率構造の見直し等(H27. 1. 1以降)

(1) 相続税

○税率構造の見直し

改正前	段階	最高税率	改正後	段階	最高税率
	6段階	50%		8段階	55%



(例) 基礎控除の引下げ及び税率構造の見直しを踏まえた相続税額の計算例

(相続人は妻、子2人の計3名、法定相続分により取得したと仮定)

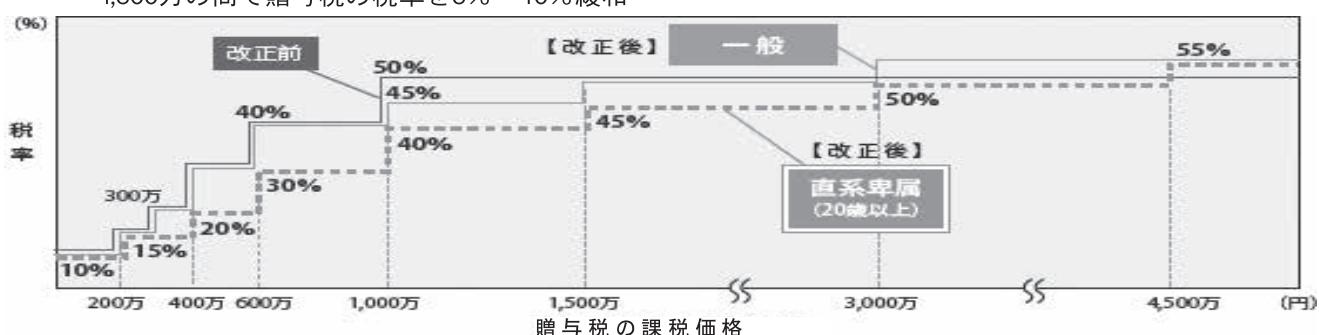
		基礎控除(改正前) 8,000万円での 相続税額(①)	基礎控除(改正後) 4,800万円での 相続税額(②)	差引 (②-①)
課税価格	5,000万円	0円	10万円	+ 10万円
	1億円	100万円	315万円	+ 215万円
	3億円	2,300万円	2,860万円	+ 560万円

(2) 贈与税

○税率構造の見直し

改正前	段階	最高税率	改正後	段階	最高税率
	6段階	50%		8段階	55%

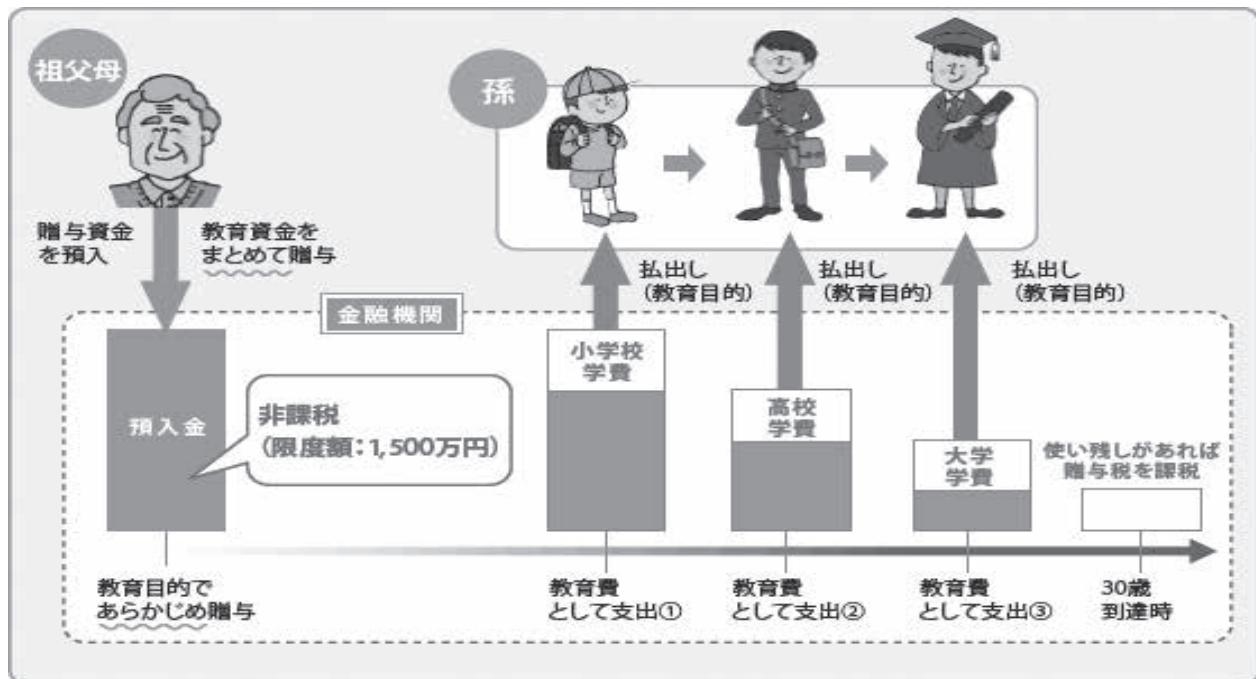
○子や孫等(直系卑属(20歳以上))が受贈者となる場合、他の受贈者(一般)と比べて課税価格300万～4,500万の間で贈与税の税率を5%～10%緩和



(例) 税率構造の見直し等を踏まえた贈与税額の計算例

贈与額	①改正前税額	改正後税額			
		②直系卑属	差引(②-①)	③一般	差引(③-①)
200万円	9万円	9万円	±0	9万円	±0
500万円	53万円	48.5万円	▲4.5万円	53万円	±0
1,500万円	470万円	366万円	▲104万円	450.5万円	▲19.5万円

3 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(1,500万円限度)の創設(H25. 4. 1~H27. 12. 31)



4 小規模宅地等についての課税価格の計算の特例(80% 減)の見直し等

(1) 居住用宅地等に係る適用対象面積の見直し (H27. 1. 1以降)

改正前	適用対象面積上限	240m ²	→	改正後	適用対象面積上限	330m ²
-----	----------	-------------------	---	-----	----------	-------------------

(2) 居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大 (H27. 1. 1以降)

改正前	限定併用	居住用240m ² 、事業用400m ²	最大400m ²	→	改正後	完全併用	居住用330m ² 、事業用400m ²	最大730m ²
-----	------	--	---------------------	---	-----	------	--	---------------------

5 事業承継税制(非上場株式等に係る相続税の納税猶予及び免除)の見直し

(1) 適用要件の緩和(雇用確保要件の緩和 等) (H27. 1. 1以降)

改正前の雇用確保要件	改正後の雇用確保要件
<u>5年毎年</u> 、雇用の8割以上を確保すること 雇用8割を下回った時点で認定取り消し →納税猶予ストップ	<u>5年平均で</u> 雇用の8割以上を確保すること 5年平均で雇用8割を確保できれば、一時的に8割を下回っても可→納税猶予が継続

(2) 負担の軽減(納税猶予の打ち切りに係る利子税の負担軽減 等) (H26. 1. 1以降)

改正前の利子税制度	改正後の利子税制度
納税猶予の打ち切りに係る利子税 年 2.1%	年 0.9%

納税猶予期間が5年を超えてから納税猶予が打ち切られる場合に、事業承継期間(5年間)の利子税を免除【新設】

(3) 手続の簡素化

特例適用の前の「経済通産省への事前確認」の廃止 等 (H25. 4. 1以降)

仲間(友達)をつくりましょう

公益社団法人 本庄法人会
会長 真下恵司



みなさん、こんにちは
新年度が始まり、第二回の定期総会の議事、皆様にご承認頂きました。
昨年度に引き続き本年度の目標も、会員増強をしたいと思います。昨年度も皆さんのご協力により会員増強を実施いたしましたが、残念ながら新規加入数よりも退会数が上まわってしまいました。

そこで、あらためて会員の皆様と未加入の方に、法人会の紹介をさせていただきます。
法人会とは
申告納税制度の定着に納税者自身が団体を結成し、①帳簿の整備、②税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。その目的のために税務署と協力しながら研修会・説明会等を実施しています。



着任のあいさつ

本庄税務署長 谷仲邦夫



本年七月の人事異動で、関東信越派遣国税庁主任監察官から、本庄税務署長を拝命しました谷仲でございます。

ご縁がありまして、塙保己一生誕の地であり、日本橋から数えて十番目、往時には中山道中随一の宿場町として栄え、今日も多くの伝統や美しい自然を残す本庄に勤務することになります。よろしくお願いします。

公益社団法人本庄法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして税務行政全般にわたり、深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「よき経営者をめざす者の団体」として、「納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する」という基本方針の下、地域社会貢献活動をはじめ、各種研修会を開催するなど、活発な活動を開催されていると伺っております。これもひとえに真下会長はじめ、役員の皆様の卓越した指導力と会員の皆

様方のご努力の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。当署といたしましても、税務に関する協力団体である貴法人会との相互の信頼・協力関係を引き続き密にして、様々な課題に取り組んでいく所存ですので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、貴法人会では、昨年四月から公益社団法人に移行され、本年から企業の税務コンプライアンス向上と経営水準の向上をアシストで推進されているところであり、大変頼もしく感じているところでございます。

一方で、近年の少子高齢化の進展やグローバル化、高度情報化といった経済社会の大きな変化と、それに伴つた税制改正等、税務を取り巻く環境は大きく変化、複雑化しております。そのような状況下にあって、貴法人会におかれましては、研修会の主催や税制改正説明会を通じた税法改正の周知等に積極的に取り組まれており、役員並びに会員の皆様方のご尽力に対し、厚く感謝申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人本庄法人会のますますのご発展と、会員企業のご繁栄並びに皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつといたします。



法人会の「経営者大型総合保障制度」
広げよう
企業保障の大好きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

AIU AIU保険会社

埼玉支社 熊谷営業所/熊谷市筑波3-202
(ティアラ21 5F) TEL 048-521-0230

埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-650-7610

本庄**みんなのひるば****安心、安全な社会の土台を担う**

代表取締役 橋 本 和也

株式会社橋本商店は砂利採取業として創業四十五年以上経ちます。生産品目としては砂利と砂の二種類です。今でも河川から砂利を採取するのか、とよく聞かれますが、昭和四十三年に施行された砂利採取法により、河川での採取は禁止されました。今では農地の下に埋蔵する原石を採取し、破碎、洗浄、選別により砂利、砂の生産をしています。砂利採取業は農家の方との結びつきが強いです。採取にかかる力で仕事ができると日々感謝の気持ちを忘ることはできません。しっかりと農地として復元し、信頼を得ることで、今まで仕事を続けていました。生産した砂利や砂は主にコンクリート用骨材として地元本庄を始め、県内各地、遠くは東京方面でも使用されています。コンクリートは日本の経済と社会生活の安心、安全のためになくてはならないものと私は考えています。日本はものづくりと国民性で発展してきた国です。責任を持つて仕事に携わり、社会発展の一翼を担ってきたものづくりの技術は世界一であります。私の仕事でも同じことが言えます。日本の安心、安全な社会の基礎を担い、過去には土地改良事業にも携わり農業発展にも寄与し、社会に貢献できているという誇りを持っています。

二〇二〇年東京オリンピック開催が決まり、今後骨材不足と輸送不足が懸念されている現在、限りある日本の資源を有効活用していくかなくてはいけません。今後も仕事を通じ、安心、安全な社会の基礎を支え、農家の方々の信頼を裏切ることなく地域に貢献できる企業として日々努力をいきたいと考えています。

児玉**地元本庄市・児玉郡に密着し高橋幸一税理士事務所**

所長税理士 高橋幸一



社様にはただしい節税の方法をアドバイスさせて頂いております。逆に、赤字が見込まれる会社様には、利益が出て黒字になるようなアドバイスをさせて頂いております。

最近は、銀行借入金の返済が困難になつた会社様をご紹介頂き、一緒に事業計画や借入金の返済計画を作るお手伝いをさせて頂くことが増えて参りました。団塊の世代の経営者様のご年齢が六十歳代後半に差し掛かり、次世代への事業継承のお話も多くなつて参りました。また、来年から相続税の基礎控除額が大幅に引き下げられることとなつているため、今年まででしたら相続税がかからなかつたのに、来年からは相続税がかかる方が間違いなく発生するため、会社の経営者以外の方につきましても相続税法の改正には関心が高まっているとご相談やご講演をさせて頂く中で感じております。

Q1 どんな健康法をお持ちですか
Q2 毎日体を動かす事です。以前は毎朝千本桜の土手までウォーキングをしていましたが、今は毎朝六時三十分のNHKのラジオ体操の放送に合わせて体を動かしています。

Q3 何年くらい続いていますか
Q4 もう十五、六年続いています。

毎日決まった時間に行う事で規則正しい生活がおくれるようになります。

Q5 お仲間はいますか
Q6 これからも続けられます。

毎日決まった時間に行う事で規則正しい生活がおくれるようになります。

**こちら取材班
「あなたの健康法は」**

有限会社日進社 中林佑

**しやしん
ナウ**

埼玉信用組合
美里支店

渡 部 玲

理想の人……自然体な人
将来の夢……笑顔に囲まれた家庭を築く
好きな言葉……誠心誠意
趣味……ドライブ、音楽鑑賞

私たち埼玉信用組合は、「フォア・ザ・カスタマーズ」をモットーに地域の皆様へ迅速・丁寧・最適な金融サービスの提供を中心掛けてあります。お気軽にご来店下さい。心よりお待ちしております。

会社名
埼玉ひびきの
農業協同組合
代表者
内田 一夫
代表理事組合長
組合の沿革
・平成九年四月
JA埼玉本庄・JA上里町・JA
A埼玉美里・JA神泉村の六JAが
合併して誕生。
・平成二十六年五月
新本店が竣工。



所在地
本庄市早稲田の杜一一四一

事業内容

・JA事業(信用事業、共済事業、
購買事業、販売事業、宅地等
供給事業、倉庫事業、加工事
業、利用事業、福祉事業など)

企業紹介

やくしんする
法人
プロファイル



内外に目を向けてみるとTP
P交渉の行方、またJA組織全
体に対しても厳しい意見があがつ
ており、JAの経営環境は依然
厳しい状況です。しかしながら、
これらの問題についてもJAの
自己改革が求められていると真
なっております。

この緊急事態を受け、二月十
七日には当JAが取り組むべき
緊急課題は大雪による被災農家
対策であると定め、雪害対策室
を設け各事業が横断的な取り組
みを行ない、現在一刻も早いハ
ウスの再建・秋作への支援を行
なっております。

二月十四・十五日の未曾有の大
雪は当JA管内でも農業用ハウ
ス等の倒壊など大きな傷痕を遺
していきました。かつて農業用
ハウスが建ち並んでいた風景が
一変、どこを見回しても雪に押
し潰されたハウスが続くという
異様な光景が広がっていました。
この緊急事態を受け、二月十
七日には当JAが取り組むべき
緊急課題は大雪による被災農家
対策であると定め、雪害対策室
を設け各事業が横断的な取り組
みを行ない、現在一刻も早いハ
ウスの再建・秋作への支援を行
なっております。

組合長抱負：



特にアピールしたいこと：
本店一階の「ひびきのホール」
は、四〇〇人以上を収容でき、最
新の音響設備を取り揃えた施設と
なっております。会議やセミナー、
その他様々なイベントに利用可
能です。また充実した調理器具
を備えた調理室では、料理する
楽しみを味わっていただけるよ
うになつております。料理教室
等イベントも多数行なつておりますので、ぜひご参加ください。



上里町堤
本庄デンカ有限公司

「べんりなでんきや」

二代目登場

平成二十六年度
「誠心誠意(せいしんせいい)」
・誰に対しても、まごころをもつ
て心からおもてなし、相手を
敬い、相手のことをよく考え、
気遣いをもつて対応する。
せいしんせいいおもてなし

スタート、現在男兄弟三人
と父の代からの社員と四人
で外回り、事務員四人で迅
速な対応を心がけています。
どんな小さなことでも即伺
います。気軽に電話をして
下さい。

代表取締役
清水 誠

法人会の皆様、こんにち
は。いつもお世話になつて
おります。

弊社は昭和五十二年父母
の二人で開業、二十四才の
時父他界の為、後を継ぐ事

となり、同時期法人として
スタート、現在男兄弟三人
と父の代からの社員と四人
で外回り、事務員四人で迅
速な対応を心がけています。
どんな小さなことでも即伺
います。気軽に電話をして
下さい。

た。 総会終了後 記念講演会を行なわれました。 催されました。

た。 行なわれました。 催されました。

た。 受彰者紹介が連功労者表彰、全法連・県法連功労者表彰受賞されました。

た。 上程された議案は全て原案通り満場一致で可決承認されました。

た。 議事終了後会員増強運動もと盛大に開催されました。

去る五月二十七日(火)午後三時より、埼玉グランドホテル本庄にて、公益社団法人本庄法人会第二回定時総会が富永久夫税務署長他来賓多数のご臨席のもと盛大に開催されました。

公益社団法人 本庄法人会
真下 恵司 会長挨拶

第2回 定時総会



全法連・県法連功労者表彰受彰者

(敬称略)

全法連功労者表彰

単位会関係

小林 靖典

職員関係

小暮 高弘

県法連功労者表彰

県連関係

吉田 英一

小林 靖典

県法連功労者表彰

単位会関係

岩本 崎本

正雄 孝一

黒坂 高坂

典信 隆

新会員ご紹介

支部名	事業所名	所在地
児玉	特定非営利活動法人 ネットワークひがしこだいら	本庄市児玉町小平175
	(有)ホシノ	本庄市児玉町宮内1193-1

仲間と楽しく
各種パーティー
小人数から
大人数まで
貴方のご予算で
OK !!

—ご予約受承り中—
**割烹 小菊**

埼玉県児玉郡上里町堤968
TEL 0495-33-0339
FAX 0495-33-9930



第16回 職場のマナー研修会 開催される



去る、六月二十七日（金）午後一時三十分より、本庄商工会議所大ホールに於いて、研修インストラクター鳥沢久美子先生によるマナー研修会が二十九名の参加者により開催されました。

研修プログラムに沿って、電話応対・来客応対などを実践形式にて研修が行なわれました。参加者は耳を傾け聞き入り、ペンを走らせて講習会は盛況の内に修了しました。修了後、参加者に修了証書を差し上げました。

参加者からは、「新入社員の方には、入社して約二ヶ月、ベテランの方には、入社してから今までの電話・お客様との応対や言葉使いについての疑問や、間違いについて、この研修に参加して解決でき、自分の行動に自信が持てるようになりました。この研修を今後の業務に役立てたい」との感想をいただきました。

公益社団法人本庄法人会主催 第17回 地域社会貢献運動



日 時 平成26年10月29日（水）
開 場 12時50分より
開 演 13時30分
会 場 本庄市民文化会館

※会員の皆様、入場券発送済みです。
ご確認ください。

出演者他に、三遊亭小円歌・鏡味味千代・瀧川鯉津

法人会会員企業にお勤めの皆様には、
お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険なら

—法人会—

生きるための
がん保険 Days

■引受保険会社（お問い合わせ先）

Aflac アフラック

（アメリカンファミリー生命保険会社）



医療保険なら

—法人会—

もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー

埼玉総合支社
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

本庄税務署

七月十日付の人事異動で本庄税務署の幹部
が次のように変わりました。
（ ）内が前任地等

署長 谷仲邦夫

（関東信越派遣国税庁監察官）

総務課長

曾我高志（留任）

管理運営・徴収部門統括官

小原久美子（関東信越国税局）

個人課税部門統括官

赤塩昌司（佐渡税務署）

法人課税部門統括官

鈴木裕治（留任）

管理運営・徴収部門統括官

（ ）内が新任地等

幹部職員の転出先は次のとおりです。

署長 富永久夫（退職）

管理運営・徴収部門統括官
吉田邦仁（館林税務署）

個人課税部門統括官
田中唯浩（関東信越国税局）

本庄税務署からのお知らせ

税務署でのご相談について

税務署でのご相談は、事前予約をお願いします。

具体的な書類や事実関係を確認する必要があるなど、相談内容により電話での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等を予約いただいた上で、所轄の税務署において、相談をお受けしております。

（注）予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。

なお、税金の納付相談や確定申告期に申告書を作成するためにお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

年末調整等説明会のお知らせ

本庄税務署では、平成26年分給与所得の年末調整説明会を下記のとおり開催いたします。

開催日	開催時間	開催場所
11月20日(木)	10:00~12:00	本庄市中央公民館 本庄市北堀1422
	14:00~16:00	
11月21日(金)	10:00~12:00	同 上
	14:00~16:00	

(お問合せ先)

本庄税務署 法人課税部門

(源泉所得税担当)

直通電話 0495-22-2112

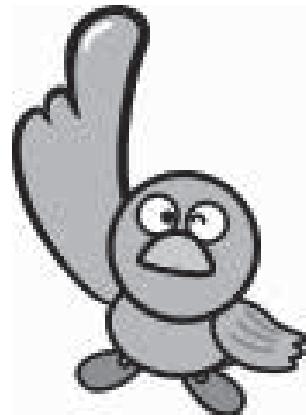
＜埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです。＞

平成27年度、個人住民税について 給与支払者（事業所）への 特別徴収義務者の指定を徹底します。

1 給与支払者（事業所）は、所得税の源泉徴収と同様に従業員に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、市町村に納めなければなりません（特別徴収）。

埼玉県と県内全市町村は平成27年度、特別徴収未実施の事業所に対し特別徴収義務者として全県一斉で指定します。

平成27年6月支払給与分からは原則として全ての事業所に特別徴収していただきますので、該当する会員の皆様にはご準備をお願いします。



埼玉県のマスコット「コバトン」

2 平成26年9月、10月に埼玉県内の各市町村から対象となる事業所あて、個人住民税の特別徴収義務者指定予告通知をお送りします。

3 平成26年分（平成27年1月提出分）給与支払報告書総括表については、特別徴収義務者一斉指定に伴い様式が変更されます。

また、所定の普通徴収該当理由がある場合は、「普通徴収該当理由書」等に該当理由を記載し、給与支払報告書提出時に合わせて提出いただくことになります。

※1. 次の理由【A～E】に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

- A. 総従業員が2人以下の事業所
- B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）
- C. 給与が毎月支給されていない方（不定期受給）
- D. 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）
- E. 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方

※2. 前記の他、次の方は給与支払報告書により市町村で決定します。

年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の方（均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。）

この取組については、県個人県民税対策課（048-830-2647）に、具体的な手続きについては、従業員の方がお住まいの市町村個人住民税担当課にお問い合わせください。

1人当たり5,000円以下の飲食代は会議費なの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 小池 正史



リサ 法人税の改正あって交際費課税の取扱いがいろいろ変わりましたよね。具体的には、どのような点が変わったのですか。



サキ先生 そうですね、平成18年度の改正で1人当たり5,000円以下の接待飲食費が交際費等の範囲から除かれたほか、平成25年度の改正では中小法人の定額控除限度額が年800万円以下に拡充されました。



また、平成26年度の改正で接待飲食費の額の50%相当額は損金算入が可能となり、中小法人であれば接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入のいずれかを選択適用することができるようになりました。



リサ 接待飲食費が1人当たり5,000円以下であれば交際費にしなくていいのですね。では、経理処理は会議費等で処理することになりますか。



サキ先生 接待飲食費は本来交際費なのですが、接待飲食費の額の50%相当額と定額控除限度額を計算するときに、交際費のうち社内飲食費を除いた5,000円以下の接待飲食費を交際費等の集計から除くだけで、厳密にいえば会議費というわけではありません。ただし、経理処理をする上で集計の際に交際費との区分をするため勘定科目を変えることは問題ないでしょう。

ここで最も注意していただきたい点は、50%相当額の損金算入を適用する場合には、領収書などに「飲食のあった年月日」、「飲食に参加した得意先等の氏名、名称とその関係」、「飲食費の額、飲食店名及び所在地」を記載する必要があるということです。



リサ いろいろと記載することがあるんですね。



サキ先生 もう1点。5,000円以下の接待飲食費が交際費から除かれるためには、先程お話しした記載事項に加えて、飲食に参加した人数を領収書等に記載することを忘れないでください。



リサ そうしますと、本来交際費と思われる領収書すべてに必要な事項を記入しておけば安心ですね。ところで、社内飲食費というのはどのようなものをいうのですか。



サキ先生 社内飲食費というのは、専ら社内の役員、従業員及びそれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費をいいます。

先程お話しした交際費の領収書等に参加した者の氏名等必要事項を記載することで、社内か接待かを判断することになります。



リサ 交際費に関して経理処理する場合に他に注意することはありますか。



サキ先生 そうですね。ゴルフや旅行などに伴う飲食費は、主たる目的が催事なので飲食費には該当しませんので気を付けてください。

また、交際費については、改正が頻繁に行われる所以、適用時期などよく確認してください。

☆=筆者紹介=====☆

小池 正史（こいけ・まさし）

1964年生まれ。東京国税局事務管理課、同法人課税課、統括国税実査官、酒類指導官勤務などを経て、横浜市中区で税理士登録。多業種にわたる企業の財務状況を見てきた経験を活かし、中小企業を中心に決算分析から経営の効率化、税務調査対策等のコンサルティングを行う。



税のことよみ

申告期限や納期限が土曜・日の場合は翌日になります。

- 【9月】**
- 10日：8月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限
 - 30日：7月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限（法人税及び法人復興特別税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税）
- 【10月】**
- 10日：9月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限
 - 31日：8月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限（法人税及び法人復興特別税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税）
- 【11月】**
- 10日：10月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限
 - ※11月11日～17日：税を考える週間
 - 17日：平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額第2期分の減額申請期限提出
- 【12月】**
- 1日：平成26年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額第2期分の納期限
 - 10日：11月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限
 - 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
 - (1) 提出期限：本年最後の給与の支払いを受ける日の前日
 - (2) 提出先：給与の支払者
 - 給与所得の年末調整
 - 調整の時期：本年最後の給与の支払いをする時
 - 5日：10月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限（法人税及び法人復興特別税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税）
 - 13日：12月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

今年四月から消費税率が八%となり、駆け込み需要の影響による落ち込みも落ち着いてきている模様と言われていますが、来年には更なる税率の改正が行われる予定となつております。

今後も国民の税金に関する関心が高まるものと思われます。我々も公平な目で改正の動きについて注視していくたいと思います。

編
集
後
記



(1) 提出期限：本年最初に給与等の支払を受ける日の前日
(2) 提出先：給与の支払者

法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIU 保険
Member of AIG

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度
アットワーク ハイパー任意労災

企業向け第三者賠償保険
企業賠償保険STARs(スターズ)

火災と地震災害に備える
プロパティーガード+地震対策プラン

個人情報の漏洩事故対策
個人情報漏洩対策プラン

お問い合わせ先

AIU保険会社
URL:<http://www.aiu.co.jp>

埼玉支店

TEL:330-0854
さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウイング13階
TEL:048-650-7610

この広告は保険の概要を説明したもので、「地震対策プラン」につきましては、一部お引受けできない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。